二十八	別表十七（二の二）	控除対象受取利子等合計額の計算に関する明細書
	付表二	
二十九	別表十七（二の三）	超過利子額の損金算入に関する明細書
三十	別表十七（四）	国外関連者に関する明細書

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この告示は、公布の日から適用する。

2　改正後の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項及び第三十八条の四十八第五項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び第七条の四第四項、消費税法施行規則第二十三条の四第五項並びに防衛特別法人税に関する省令第五条第六項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件別表の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和八年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税に係る申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税に係る申告については、なお従前の例による。

二十九	［同上］	［同上］
三十	［同上］	［同上］
三十一	［同上］	［同上］

○厚生労働省告示第二百二十七号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第八条の規定に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年五月二十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部を改正する告示

第一条　外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　趣旨 この指針は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号。以下「法」という。）第七条に定める事項に関し、事業主が適切に対処することができるよう、事業主が講ずべき必要な措置について定めたものである。 第二　外国人労働者の雇用管理の改善等に関して必要な措置を講ずるに当たっての基本的考え方 法第七条に規定されているとおり、事業主はその雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善に努める責務及びその雇用する外国人が解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）等の理由により離職する場合において、当該外国人が再就職を希望するときは、求人の開拓その他当該外国人の再就職の援助に関し必要な措置を講ずるように努める責務を有する。 また、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる秩序ある共生社会を実現するに当たって、職場環境においても、日本人労働者が、共生社会の実現について理解し協力するとともに、外国人労働者が、共生の理念を理解し、日本の風土・文化や日本語を理解することや、日本の法律や制度等を理解し、責任ある行動をとることができるよう、事業主が適切な雇用管理及び雇用管理の改善等を行うことは重要である。	第一　趣旨 この指針は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第七条に定める事項に関し、事業主が適切に対処することができるよう、事業主が講ずべき必要な措置について定めたものである。 第二　外国人労働者の雇用管理の改善等に関して必要な措置を講ずるに当たっての基本的考え方 外国人が我が国で安心して就労し、企業や地域社会の一員として活躍するためには、事業主による関係法令の遵守や適切な待遇の確保、日本人との相互理解等を通じた魅力ある職場環境の整備、職業生活上、日常生活上又は社会生活上の適切な支援等が重要となる。